

保存期間：10年
(2035年末)
令和7年12月8日

資料 2

酒類分科会資料

目次

1 国税庁における酒類行政

- (1) 酒類市場の現状
- (2) 米国関税措置への対応
- (3) 酒米の不足及び価格高騰への対応
- (4) 令和8年度概算要求及び令和7年度補正予算案

2 酒類業をめぐる最近の取組等

- (1) 地理的表示の指定状況
- (2) 改正JAS法及び有機認証制度の同等性
- (3) 酒類の表示制度に関する今後の方向性

3 酒類の公正な取引環境の整備

○ 参考資料

目次

1 国税庁における酒類行政

- (1) 酒類市場の現状
- (2) 米国関税措置への対応
- (3) 酒米の不足及び価格高騰への対応
- (4) 令和8年度概算要求及び令和7年度補正予算案

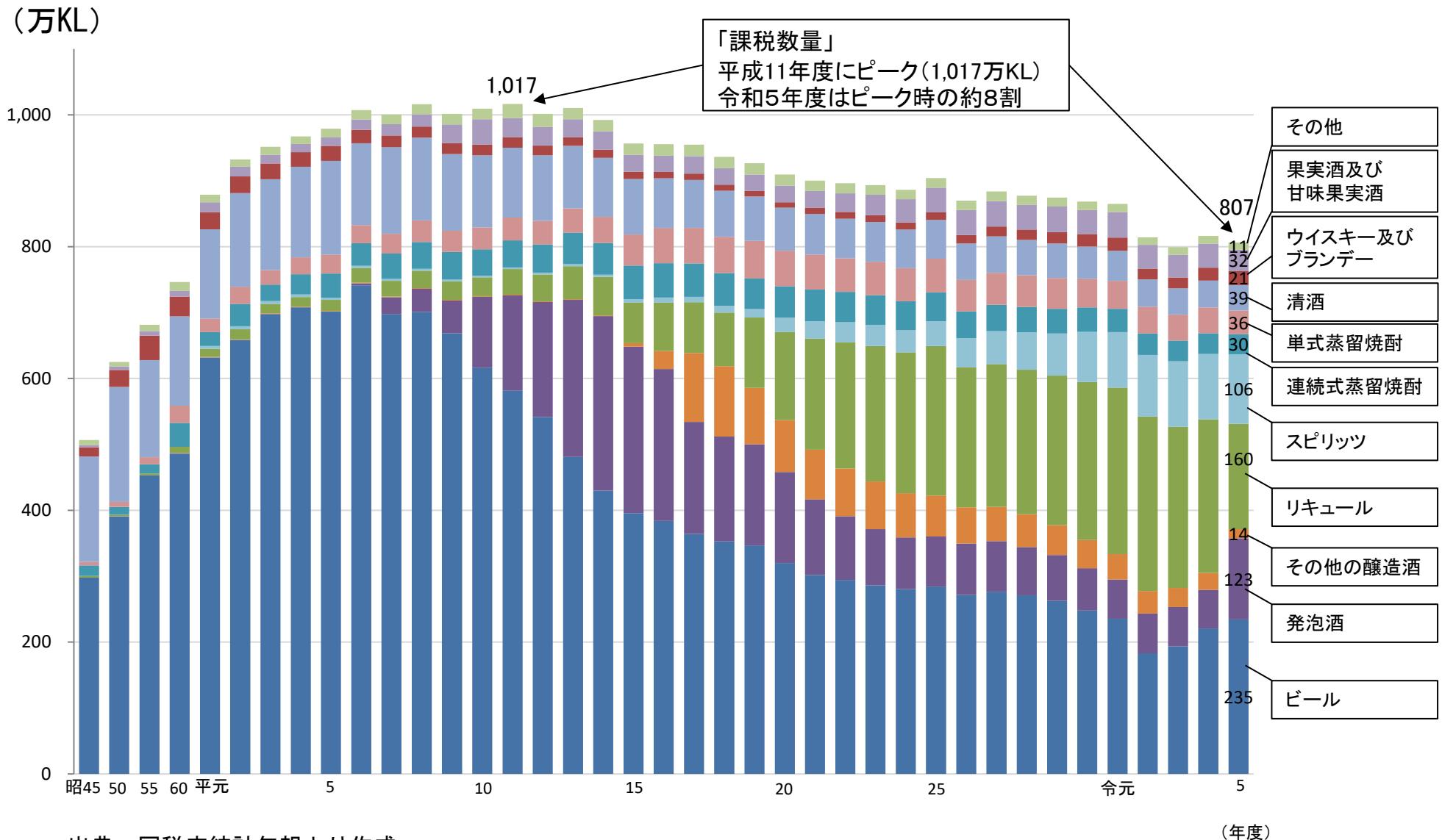
2 酒類業をめぐる最近の取組等

- (1) 地理的表示の指定状況
- (2) 改正JAS法及び有機認証制度の同等性
- (3) 酒類の表示制度に関する今後の方向性

3 酒類の公正な取引環境の整備

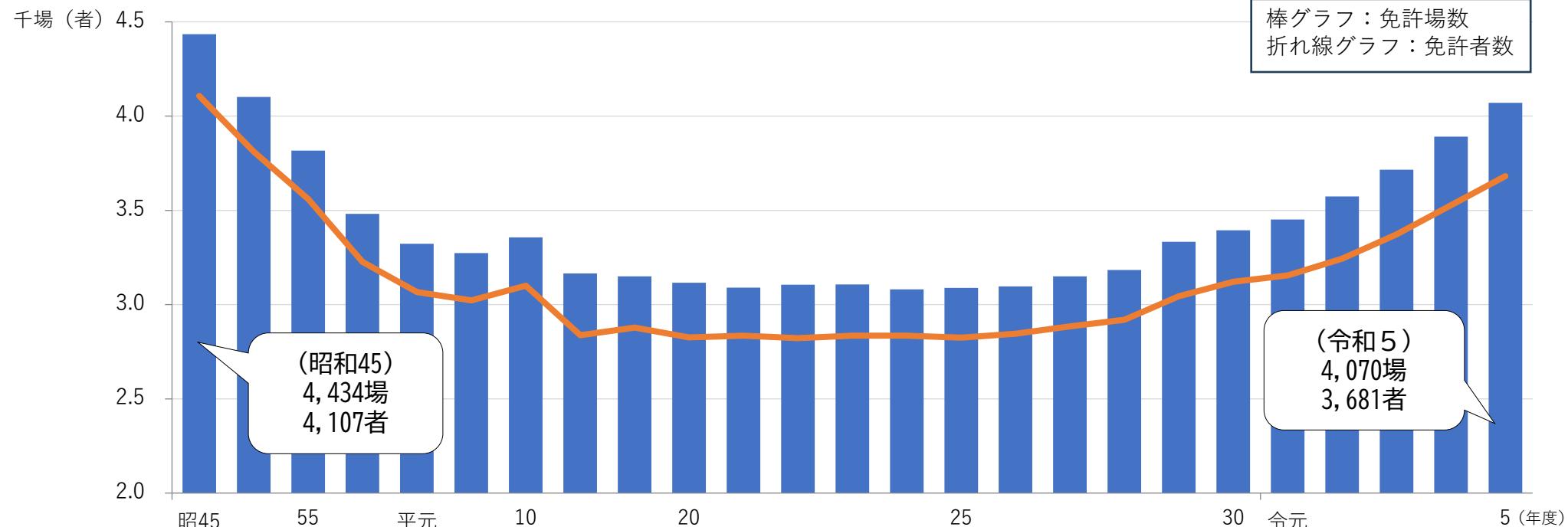
○ 参考資料

酒類課税数量の推移

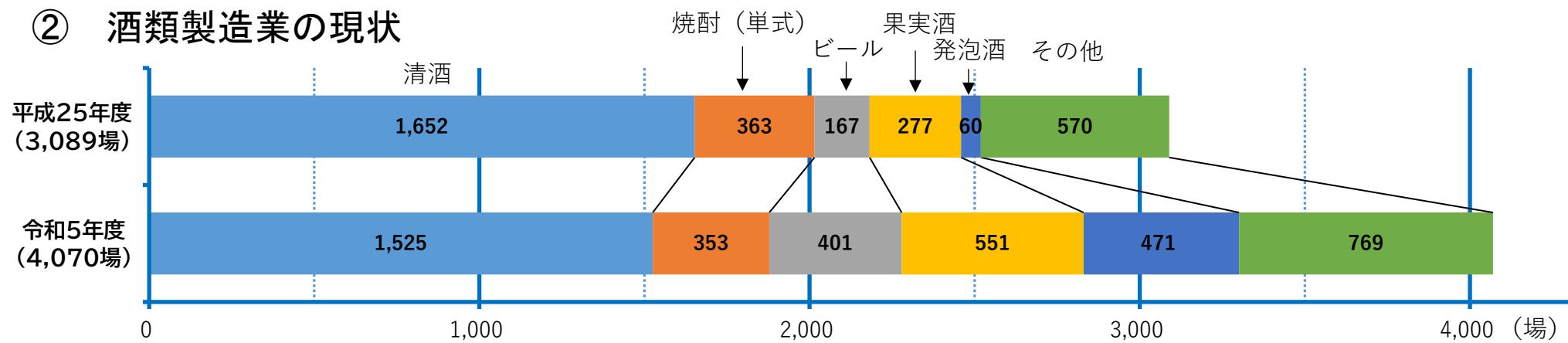


酒類製造業者数等の推移

① 酒類製造業者数等の推移 (注) 各酒類を通じたものを掲げた。



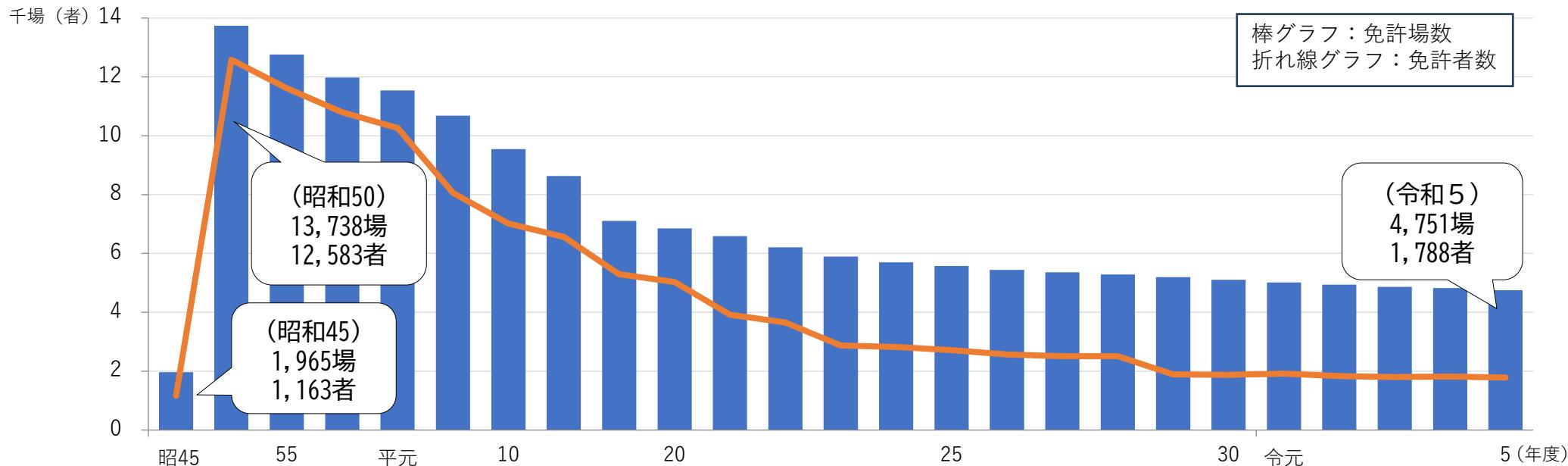
② 酒類製造業の現状



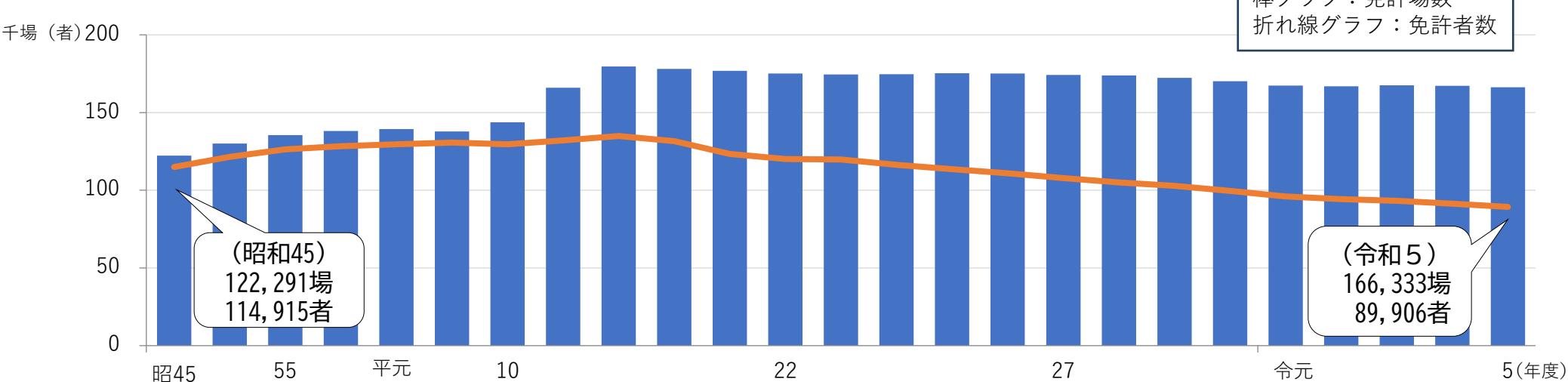
(注) 複数の品目を製造している製造場は、製造数量が最も多い酒類の品目で計上している。

酒類の卸売・小売事業者数等の推移

① 酒類卸売事業者数等の推移 (注) 販売できる酒類の範囲が全酒類のものを掲げた。



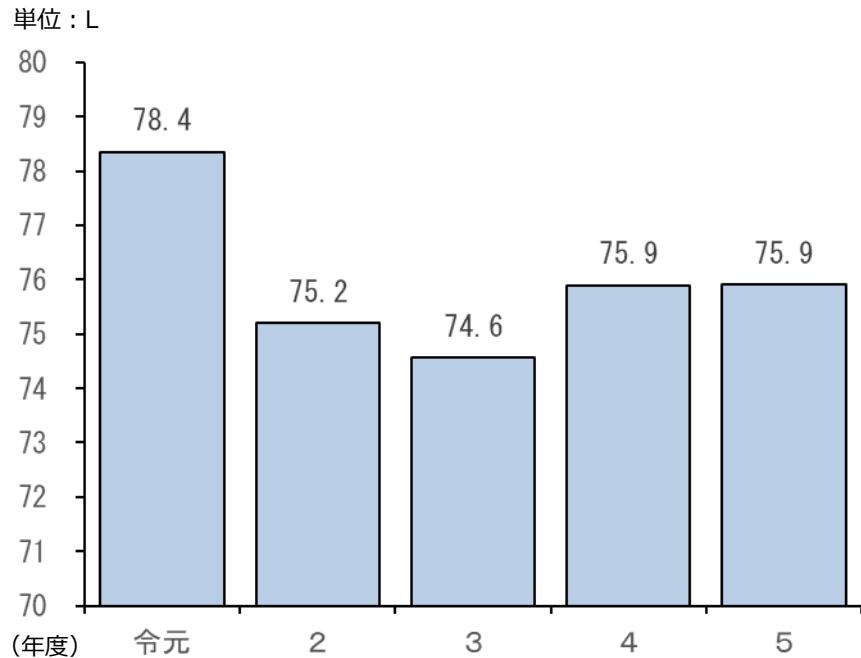
② 酒類小売事業者数等の推移 (注) 販売できる酒類の範囲が全酒類のものを掲げた。



最近の酒類市場の状況等

- 少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化や嗜好の多様化により、成人一人当たりの酒類消費数量は減少傾向。
- コロナ禍前を基準とした家庭消費金額は、増加傾向であり、飲食店消費金額は、回復傾向。

○ 成人一人当たりの酒類消費数量の推移



資料：成人口（20歳未満の者は除く）は、国勢調査結果・人口推計（総務省統計局）による。

○ 最近の酒類の消費動向

(令和元年の消費金額を100とした場合の各年の消費金額の比率)

	令和元年 (コロナ前)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 1~9月計
家庭消費 + 飲食店消費	100	92	83	88	102	105	107
家庭消費	100 (4.1万円)	114 (4.6万円)	111 (4.5万円)	109 (4.4万円)	112 (4.6万円)	110 (4.5万円)	111
飲食店消費	100 (2.0万円)	47 (0.9万円)	24 (0.5万円)	46 (0.9万円)	81 (1.6万円)	93 (1.9万円)	100

出典：総務省統計局「家計調査」（「2人以上世帯」の1世帯当たり平均消費支出金額【名目】）

（注）令和7年については令和元年同月累計比率としている。（小数点第二位以下については四捨五入）

農林水産物・食品の輸出目標

- 「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、**農林水産物・食品の輸出目標として、2030年5兆円を設定**。また、同基本計画では輸出拡大を加速するとともに、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大の連携による相乗効果を通じた「海外から稼ぐ力」の強化に向けた目標を設定。
 - これら目標を達成するため、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が改訂（令和7年5月30日・農林水産物・食品の輸出拡大のための輸出国規制への対応等に関する関係閣僚会議）され、輸出重点品目^(注)ごとの目標、さらに品目ごとのターゲット国・地域、輸出目標達成のための手段を含む輸出促進策を決定。
- (注) 「輸出重点品目」とは、海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な、31の品目を選定。日本産酒類では「清酒」、「ウイスキー」及び「本格焼酎・泡盛」の3品目を選定。

農林水産物・食品の輸出額
【現状】1.5兆円（2024年）→【目標】5兆円（2030年）

輸出 重点品目	ターゲット国・地域	2030年目標 (2024年実績)
清酒	中国、米国、香港、韓国、EU・英国、台湾、シンガポール、その他（東南アジア、中南米等）	760億円 (435億円)
ウイスキー	EU・英国、米国、中国、台湾、その他（東南アジア等）	750億円 (436億円)
本格焼酎・泡盛	中国、米国、台湾、その他（ブラジル、東南アジア等）	50億円 (17億円)

農林水産物・食品の輸出拡大

- 現地で用いる原材料の輸出をけん引
- 日本食・食文化の現地での浸透
- 「本場」の食体験を通じ、日本食のファンに
- ECサイト・現地スーパー等での食体験を通じ、訪日意欲を喚起

食品産業の海外展開

- 現地の日本食レストラン等での食体験を通じ、訪日意欲を喚起
- 「本場」の食体験を通じ、日本食を身近に楽しむ

インバウンドによる食関連消費の拡大

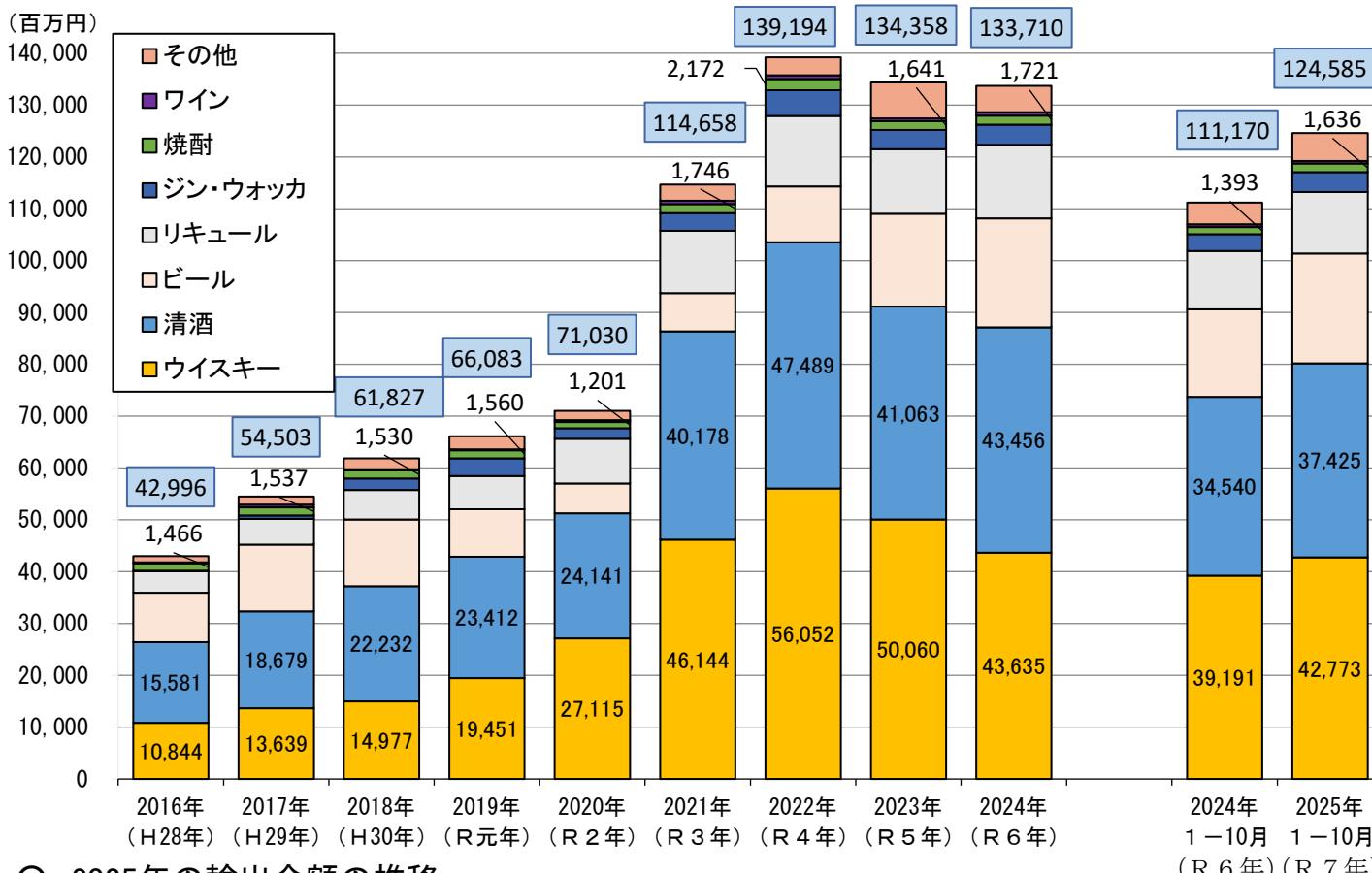
- 「本場」の食体験を通じ、日本食を身近に楽しむ

食品産業の海外展開による収益額
【現状】1.6兆円（2022年）→【目標】3兆円（2030年）

インバウンドによる食関連消費額
【現状】2.3兆円（2024年）→【目標】4.5兆円（2030年）

最近の日本産酒類の輸出動向について

- 2024年の輸出金額は1,337億円(対前年比▲0.5%)となり、2023年と概ね同水準。
- 2025年1~10月の輸出金額は1,245.8億円(対前年同期比+12.1%)となり、単月ベースでは、2024年8月から15か月連続で前年同月比増を達成。



○ 品目別輸出金額 (単位:百万円)

品目	2024年	対前年増減率	2025年(1~10月)	対前年同期増減率
ウイスキー	43,635	▲12.8%	42,773	+9.1%
清酒	43,456	+5.8%	37,425	+8.4%
ビール	21,045	+17.5%	21,171	+25.6%
リキュール	14,191	+14.1%	11,862	+5.3%
ジン・ウォッカ	3,912	+4.1%	3,847	+19.9%
焼酎	1,721	+4.8%	1,636	+17.5%
ワイン	643	+13.4%	489	▲11.8%
その他	5,109	▲26.3%	5,381	+29.0%
合計	133,710	▲0.5%	124,585	+12.1%

○ 輸出金額上位10か国・地域 (単位:百万円)

国・地域	2024年	対前年増減率	2025年(1~10月)	対前年同期増減率
アメリカ合衆国	26,468	+11.6%	24,139	+3.9%
中華人民共和国	24,471	▲23.9%	23,755	+24.4%
大韓民国	16,938	+18.7%	15,500	+12.5%
台湾	15,943	+18.0%	14,488	+12.2%
シンガポール	7,757	+0.8%	8,714	+26.8%
香港	10,313	+9.2%	7,645	▲6.5%
オランダ	7,780	+15.9%	6,586	▲10.8%
オーストラリア	4,371	▲33.6%	5,197	+36.0%
フランス	3,712	▲26.7%	3,636	+19.9%
カナダ	2,342	+36.0%	2,449	+23.1%
(参考)EU・英国	15,462	▲5.5%	13,805	+0.7%

出典:財務省貿易統計

最近の日本産酒類の対米輸出動向について

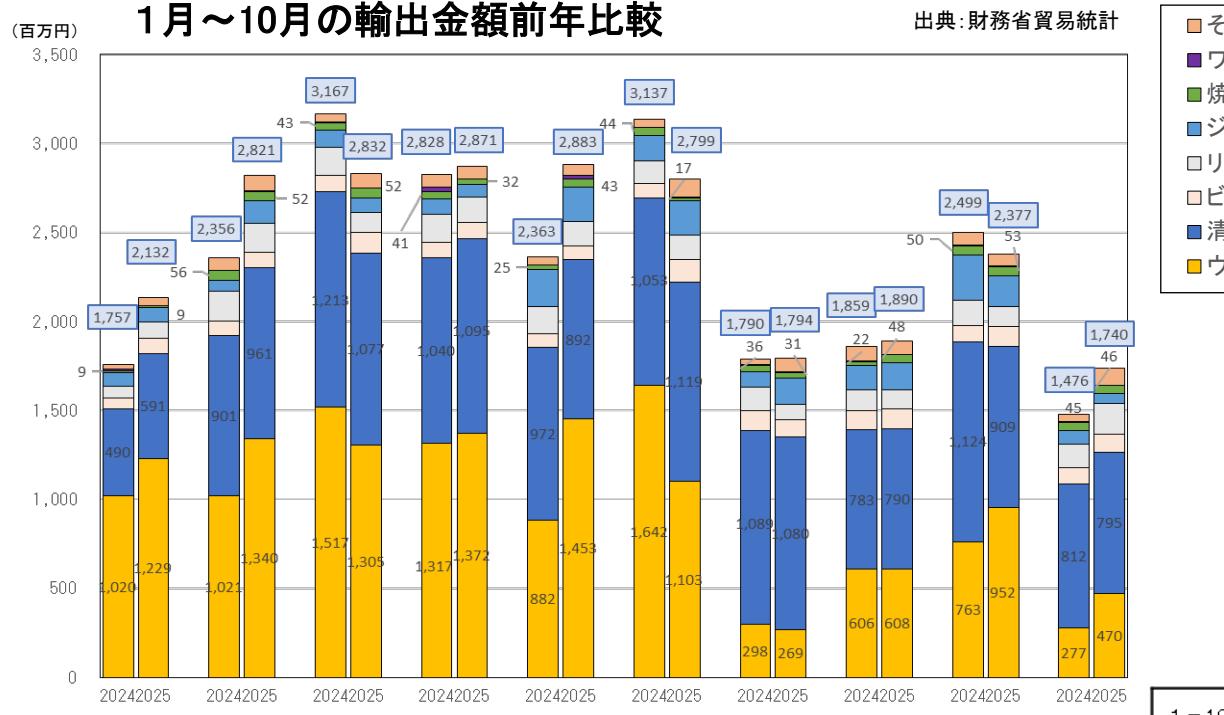
米国関税の推移

品目	米国MFN税率	4/5~8/6	8/7~	(参考)追加関税額	
清酒	0.03 USD/L	左記従量税 +追加関税 10%	15%(※)	清酒720mL当たり +10%適用時 ⇒+104円	ウイスキー700mL当たり +10%適用時 ⇒+297円
ワイン	0.063 USD/L			+15%適用時 ⇒+156円	+15%適用時 ⇒+446円
その他	無税			※平均単価 約1,044円	※平均単価 約2,976円

※ 9月4日の米国大統領令により、MFN税率が15%未満の品目については15%が課され、MFN税率が15%以上の品目には当該税率が課される。

酒類については、原則として15%が課される。

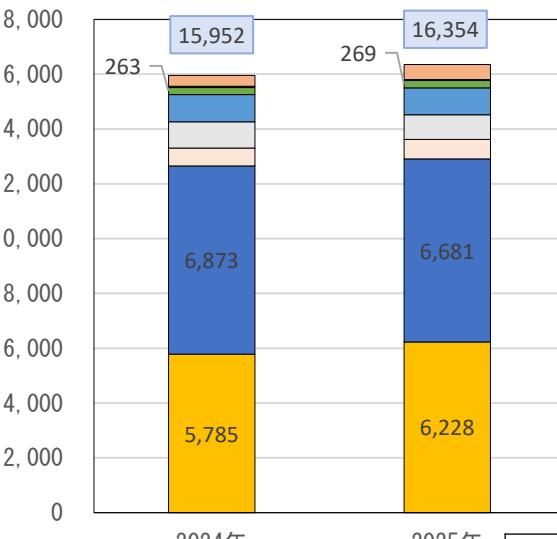
1月～10月の輸出金額前年比較



出典:財務省貿易統計

- その他
- ワイン
- 焼酎
- ジン・ウォッカ
- リキュール
- ビール
- 清酒
- ウイスキー

4月～10月の累計金額



	(百万円)	(百万円)	増減
ウイスキー	5,785	6,228	7.7%
清酒	6,873	6,681	▲2.8%
ビール	647	715	10.4%
リキュール	958	898	▲6.3%
ジン・ウォッカ	993	981	▲1.2%
焼酎	263	269	2.4%
ワイン	45	35	▲21.0%
その他	388	547	40.8%
合計	15,952	16,354	2.5%

目次

1 国税庁における酒類行政

- (1) 酒類市場の現状
- (2) 米国関税措置への対応
- (3) 酒米の不足及び価格高騰への対応
- (4) 令和8年度概算要求及び令和7年度補正予算案

2 酒類業をめぐる最近の取組等

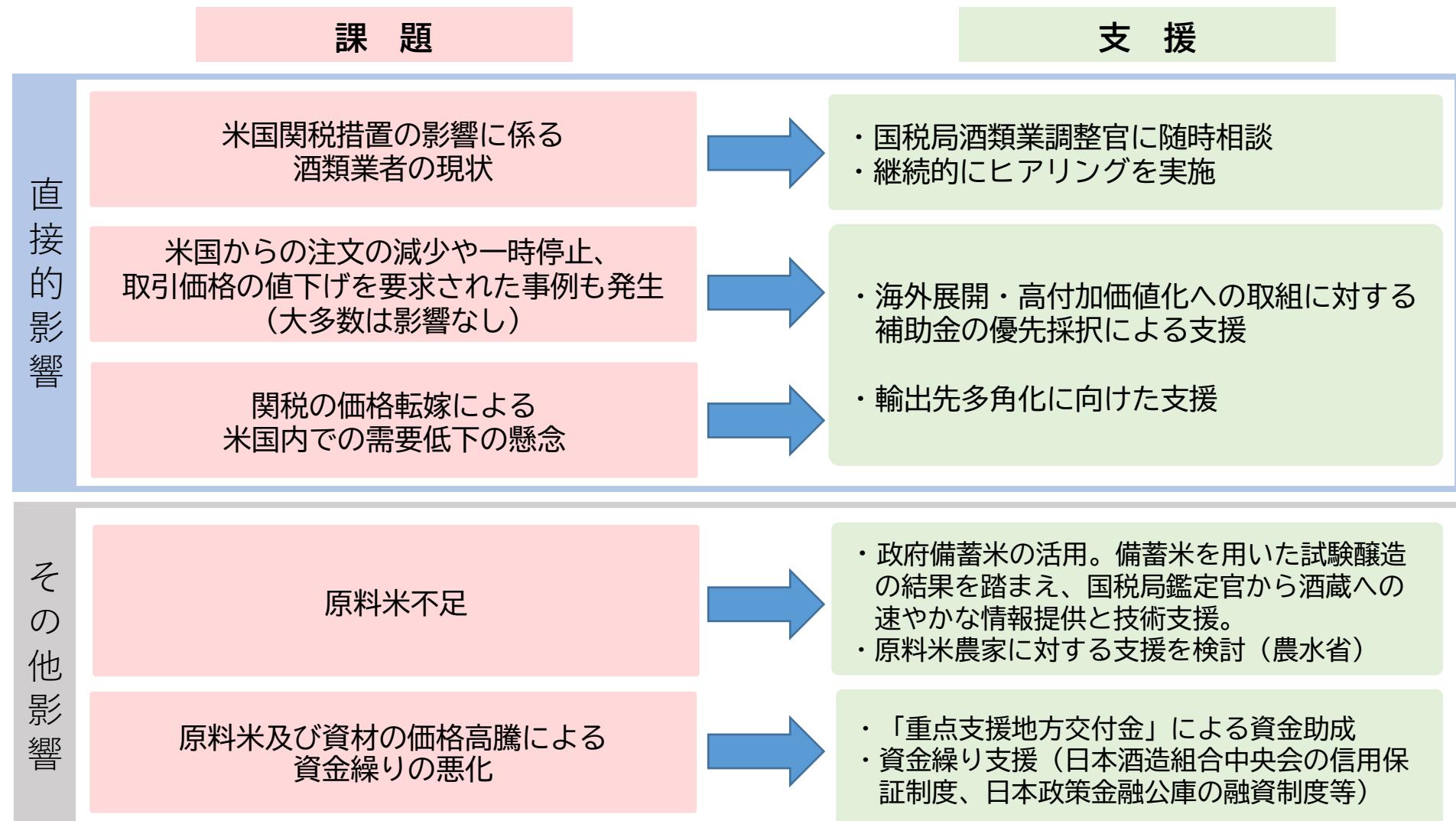
- (1) 地理的表示の指定状況
- (2) 改正JAS法及び有機認証制度の同等性
- (3) 酒類の表示制度に関する今後の方向性

3 酒類の公正な取引環境の整備

○ 参考資料

酒類業における米国相互関税による影響とそれへの支援

- ◆ 令和7年夏頃、米国への輸出に取り組む酒類業者に対してヒアリングを実施（日本から米国へ輸出する際の追加関税の適用税率が15%で日米合意となった直後に実施）。
- ◆ 大多数の事業者から追加関税の影響はないとの回答があったが、一部の事業者からは影響に係る言及があったため、影響を受ける酒類業者に対して以下の支援を実施。



米国関税措置により影響を受ける酒類事業者向け支援策のご案内

[米国関税措置により影響を受ける酒類事業者向け特設ページ]

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / お酒に関する情報
/ 米国の関税措置により影響を受ける酒類事業者の皆様へ

米国の関税措置により影響を受ける酒類事業者の皆様へ

米国の関税措置により影響を受ける酒類事業者の皆様への主な支援策

米国関税措置を受けた酒類業者に対する各種支援

政府は、今般の米国の関税措置を踏まえ、令和7年4月25日に開催した「第3回 米国の関税措置に関する総合対策本部」において「[米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ \(PDF/320KB\)](#)」を決定・公表しました。

これを受け、国税庁においても「[米国関税措置を受けた酒類業者に対する各種支援 \(PDF/1,097KB\)](#)」に取り組みます。

国税局・国税事務所における相談窓口

米国の関税措置により酒類の輸出に個別の問題が生じた際の各税局（沖縄国税事務所を含む。）の相談窓口は酒類業調整官となります。

相談を希望する方は、各税局の代表電話番号へおかけいただき、「酒類業調整官宛」である旨をお伝えください。

（参考：一覧から国税局・税務署を調べる）

<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm#ichiran>

～省略～

[酒類事業者向け支援策のリーフレット]

令和7年8月

米国の関税措置により影響を受ける 酒類事業者の皆様への支援策

酒類事業者の皆様が米国の関税措置により影響を受けている場合に利用可能な支援策をまとめました。
これらの支援策をぜひご活用ください。



(特設ページ)

1 個別の相談窓口

酒類の輸出に個別の問題を抱え
お困りの皆様

各国税局酒類業調整官へ
ご連絡ください！



2 資金繰り支援

資金繰りを相談したい皆様

関税措置や原材料費高騰の影響を
受けた方が利用できる
金融支援については、
こちらをご覧ください。



3 補助金の優先採択

米国の関税措置により、影響を
受けた又は受ける見込みがある
ことを踏まえた事業を行う皆様

酒類業振興支援事業費
補助金の優先採択を
行います！



4 補助金申請の伴走支援

酒類業振興支援事業費補助金の
申請などでお困りの皆様

各国税局酒類業調整官が、
きめ細かな相談対応を
しますので、遠慮なく
ご相談ください！



5 輸出先の多角化支援

米国以外への輸出先の多角化をお考えになっている皆様

日本産酒類輸出促進コンソーシアム事業をご活用ください！
海外市場セミナーや専門家による個別相談対応、国税庁が出演
する海外展示会・商談会への参加募集などを行っています。



目次

1 国税庁における酒類行政

- (1) 酒類市場の現状
- (2) 米国関税措置への対応
- (3) 酒米の不足及び価格高騰への対応
- (4) 令和8年度概算要求及び令和7年度補正予算案

2 酒類業をめぐる最近の取組等

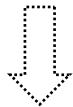
- (1) 地理的表示の指定状況
- (2) 改正JAS法及び有機認証制度の同等性
- (3) 酒類の表示制度に関する今後の方向性

3 酒類の公正な取引環境の整備

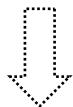
○ 参考資料

酒米の不足及び価格高騰への対応

主食用米 価格高騰

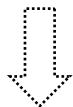


酒造好適米と主食用米の価格逆転現象



酒米生産農家において主食用米への作付転換

※ 酒米 = 酒造好適米 + 加工用米



酒米不足・酒米価格高騰

酒蔵の経営に
大きな影響



- 政府備蓄米の購入申込みに
関する周知広報/試験醸造に
係る情報提供と技術相談

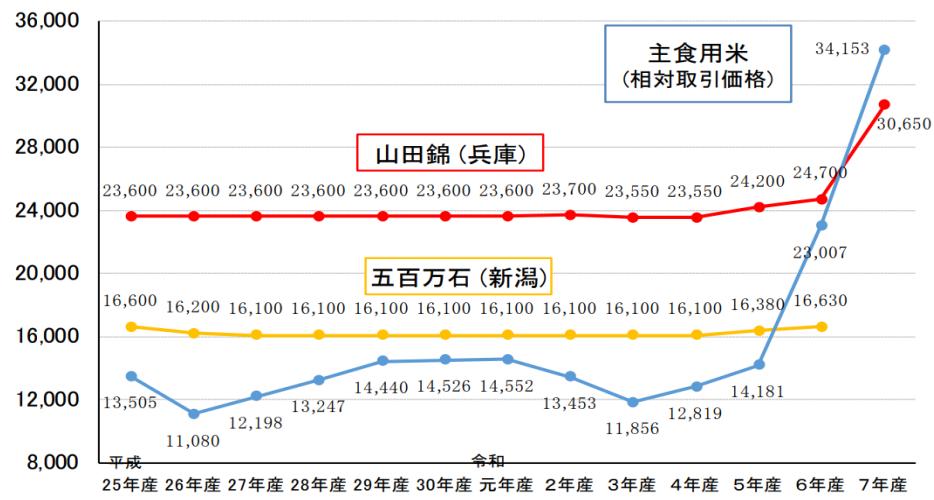
- 重点支援地方交付金を活用
した酒蔵支援

- 資金繰り支援等の積極的な
周知・広報

※ 酒造好適米は主食用米に比べて栽培が難しく収量も少ないとこと等から、取引価格は主食用米に比べて高値で取引されてきた。

酒造好適米の販売価格の推移

(円/60kg)



注1:酒造好適米(日本酒造組合中央会からの聞き取り)は、1等米の販売価格

注2:主食用米(相対取引価格)は、出回りから翌年10月までの1等米の通年平均価格(6年産及び7年産は出回りから令和7年9月までの速報値)であり、包装代、運賃を含み、消費税相当額を含まない。

出典：農林水産省農産局 「日本酒原料米をめぐる状況」

政府備蓄米の購入申込に関する周知広報／試験製造に係る情報提供と技術相談

- 8月1日から、食品加工業者向けに政府備蓄米の購入申込みがスタート(農林水産省)。国税庁では、国税局を通じて全国の酒造組合・酒蔵に対し、備蓄米の購入申込に関する情報を周知。
- 酒類製造者が安心して政府備蓄米を購入できるよう、酒類総合研究所と協力し、備蓄米を用いた試験醸造・情報発信や国税局鑑定官による技術相談等、備蓄米を用いた酒造りを技術面から支援。

政府備蓄米の酒造特性（No. 1）～過去の研究～【抜粋】

長期貯蔵米と新米の食用米を比較した研究では、以下のような結果が得られています。

- 精米歩合70%の白米は、カリウム含量が高くなりました。また、古米臭の指標成分（ヘキサンール）は玄米では高いものの、蒸米で検出限界以下となりました。

政府備蓄米の酒造特性（No. 2）～原料米特性分析～【抜粋】

- 令和2年産及び令和6年産の一般米の平均値と比較して、カリウム含量の数値が高い結果となりました。
- その他の分析値については、概ね顕著な差は認められませんでした。

政府備蓄米の酒造特性（No. 3）～試験醸造～【抜粋】

- 官能評価の結果、古米臭も含めて、香りや味に大きな欠点の指摘はなく、酒質上の問題は認められませんでした。
- その他の分析値、製麴経過やもろみ経過などは、酒類総研HP上に掲載しています。

URL : <https://www.nrib.go.jp/topics/nribtopi071003.html>

重点支援地方交付金を活用した地方公共団体における酒蔵支援

- 現在国税局において、酒米価格高騰の影響を受けた酒蔵への影響を緩和するため、地方公共団体に対し、重点支援地方交付金による支援措置の要請を強化している。
- 現在、国税庁で把握している限り、令和6年度「9県7市町」、令和7年度「17府県13市町村」で支援措置が講じられているが、引き続き、各地域の酒蔵が影響緩和策を活用できるよう推進する。

◆ 重点支援地方交付金の活用例① 「酒米価格高騰部分に対する資金助成」

都道府県名	交付対象事業名	事業の概要	事業費	補助対象等
山形県	県産日本酒生産基盤強化事業	県産米を使用した高品質な県産日本酒の生産基盤強化を図るための酒蔵に対する原料米価格高騰への支援	40,100千円	県産酒造好適米の価格上昇額相当分の2分の1を購入量に応じて助成
福岡県	酒米生産支援事業	主食用米の価格高騰により、酒米からの作付転換の動きがある中、県内の酒米生産を維持するため、価格転嫁の即応が困難な酒蔵に対し、主食用米と同等の価格での酒米仕入に必要な費用を助成	93,278千円	〔対象経費〕酒米購入費 〔補助額〕48円/kg

◆ 重点支援地方交付金の活用例② 「円滑な価格転嫁等のために行う事業に対する支援」

都道府県名	交付対象事業名	事業の概要	事業費	補助対象等
岡山県	県産品販路拡大支援事業（内 原料米価格高騰対策）	米を主たる原料とする県産品の効果的なPRに要する経費を支援	45,000千円	〔対象経費〕PR経費 〔補助率〕2分の1

(注) 事業の概要等については、各都道府県のHP掲載資料等から引用している。なお、上記の活用例のほか、農家に対する支援措置を講ずる地方公共団体も存在する。

資金繰り支援等の積極的な周知・広報

【国税庁HP内の酒類事業者向け特設ページ】

高騰する原料米価格にお困りの酒類業者の皆様へ

我が国の米生産については、令和6年夏の品薄をきっかけに、米価が高騰するなど、主食である米の供給に対する国民の皆様の不安が高まっている状況にあります。また、主食用米の価格高騰を受けて、我が国の伝統的な國酒である日本酒や本格焼酎等を造るために必要な酒米が、適正価格で安定的に確保できない状況が続いています。

原料米価格の高騰は、必要で十分な原料調達に支障を来すだけでなく、酒蔵の経営にも深刻な影響を与えるおそれがあります。

このページでは、高騰する原料米価格にお困りの酒類業者の皆様に対する各種支援措置のご案内や、農林水産省などの関係省庁等が発信する関連情報を掲載します。

原料米価格の高騰により資金調達が必要な方

日本酒造組合中央会においては、原料米価格の高騰を受け、酒蔵の存続のための緊急対策として、資金繰りにお困りの酒蔵に向けた金融支援を実施しています。

そのほか、日本政策金融公庫等による融資制度も活用できる場合があります。

- 米価高騰緊急対策保証（日本酒造組合中央会）

米価高騰緊急対策保証のご案内（PDF/114KB）

- 経営環境変化対応資金（日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisen_m.html

（日本政策金融公庫のホームページへリンク）

<https://www.okinawakouko.go.jp/service/purpose/p004/1676628718>

（沖縄振興開発金融公庫のホームページへリンク）

～省略～

【資金繰り支援策のリーフレット】

高騰する原料米価格にお悩みの皆様へ 資金繰り支援等のご案内

日本酒造組合中央会では今般の原料米価格の高騰を受け、酒蔵の存続のための緊急対策として、資金繰りにお悩みの酒蔵に向けた支援を実施しています。この他、公庫による融資等も活用できる場合があります。

資金繰りでお悩みの方は、都道府県の税務署に派遣されている酒類業調整官又は局（所）酒類業調整官までご相談ください。

1 原料米高騰により資金調達が必要な方

米価高騰緊急対策保証

日本酒造組合中央会では、清酒製造業等の安定に関する特別措置法に基づき、酒蔵の皆様を守るためのセーフティネットとして、清酒の製造資金として金融機関から借り入れる債務保証を行っています。

日本酒造組合中央会では、清酒製造業等の安定に関する特別措置法に基づき、酒蔵の皆様を守るためのセーフティネットとして、清酒の製造資金として金融機関から借り入れる債務保証を行っています。

地元金融機関から資金調達がしたいが担保を要求されているなど、原料調達のための短期資金にお困りの場合にはご検討ください。

日本政策金融公庫等による融資制度

日本政策金融公庫等では、社会的、経済的環境の変化など外的要因の影響で一時的に業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる事業者向けに、経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）による、運転資金の融資を取り扱っています。

2 経営改善に取り組みたいとお考えの方

原料調達等支援特別保証（輸出拡大用）

日本酒造組合中央会では、輸出向けの清酒を生産する方が、原料調達のために金融機関から借り入れる際の債務保証を行っています。

この保証に要する保証料については、農林水産省が実施する「農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業」を利用することで、保証料の1/2相当額の補助を受けることができます。

酒類業振興支援事業費補助金

（国税庁補助事業）

国税庁では、原料米の価格高騰等の影響を踏まえて行う高付加価値商品の開発等の取組も支援しています。

酒類業振興支援事業費補助金の募集状況については、国税庁ホームページ（[補助事業について>2.公募情報](#)）をご覧ください。



上記のほか、地方公共団体において、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業者支援があります。地方公共団体ごとに支援内容が異なりますので、所在の地方公共団体ホームページでのご確認又は各地の酒類業調整官までご相談ください。

目次

1 国税庁における酒類行政

- (1) 酒類市場の現状
- (2) 米国関税措置への対応
- (3) 酒米の不足及び価格高騰への対応
- (4) 令和8年度概算要求及び令和7年度補正予算案

2 酒類業をめぐる最近の取組等

- (1) 地理的表示の指定状況
- (2) 改正JAS法及び有機認証制度の同等性
- (3) 酒類の表示制度に関する今後の方向性

3 酒類の公正な取引環境の整備

○ 参考資料

令和8年度概算要求(酒類業振興関係)の概要【計36.9億円】

1. 酒類事業者向け補助金 13.0億円(6.0億円)

※括弧内は令和7年度当初予算(計21.5億円)

①ブランディングやインバウンドによる海外需要の開拓等、
日本産酒類の海外展開に向けた取組を支援



チーズと日本酒のペアリング提案セミナーをフランスで開催

②商品の差別化や販売手法の多様化等による経営改革・構造
転換を図る取組を支援



地域の食材と組み合わせた自社ワインのPR

2. 輸出促進等による酒類業振興 23.9億円(15.5億円)

※日本酒造組合中央会に対する補助金
【9.9億円】(6.2億円)含む。

(1) 日本産酒類の魅力発信等

- ①インバウンドに対する日本産酒類の
魅力発信
- ②海外バイヤーの国内招聘
- ③國酒の文化的な価値や魅力の発信につ
ながる、国際空港國酒キャンペーン等
の実施
- ④日本酒フェアの開催
- ⑤「伝統的酒造り」を次世代に承継して
いくための事業承継支援事業



大規模展示会への出展支援
(令和7年5月、ロンドン)

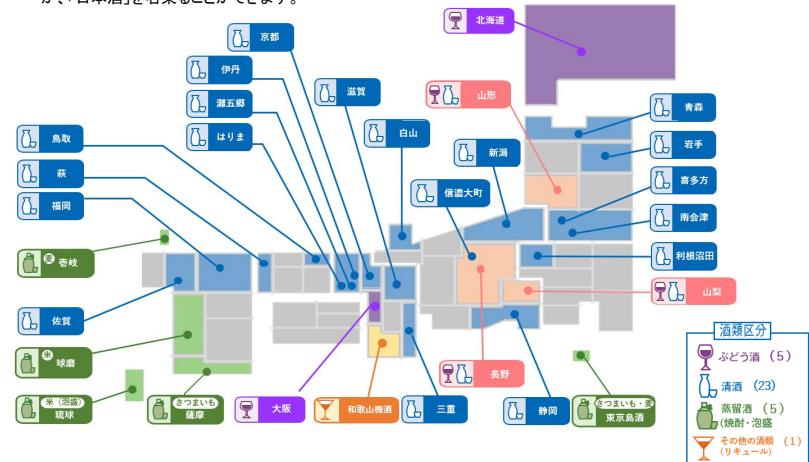
(2) 輸出拡大に向けたマッチング支援

- ①海外大規模展示会への出展支援や酒類輸出コーディネーター
等による商談会の開催等
- ②酒類製造者と輸出卸・商社とのマッチングや海外販路開拓を
支援する日本産酒類輸出促進コンソーシアムの運用
- ③輸出先国の消費者の嗜好や各種規制、販路開拓手法等に係る
海外市場調査・情報収集

(3) ブランド価値向上支援

- ①地理的表示(GI)のPRや活用促進
- ②海外酒類専門家の国内招聘
- ③商品の差別化・高付加価値化等のための技術支援

※ GI「日本酒」について、原料の米に国内産米
のみを使い、かつ、日本国内で製造された清酒のみ
が、「日本酒」を名乗ることができます。



酒類の地理的表示マップ(令和7年11月現在、34GI)

(注)この他に令和8年度概算要求において、(独)酒類総合研究所に対する運営費交付金【10.4億円】(9.6億円)(ブランド価値向上等に資する研究、国内外への情報発信強化等)を計上しているほか、米国関税措置への対応強化及び酒米の不足や価格高騰に対応した酒蔵支援強化に必要な経費については、事項要求としている。

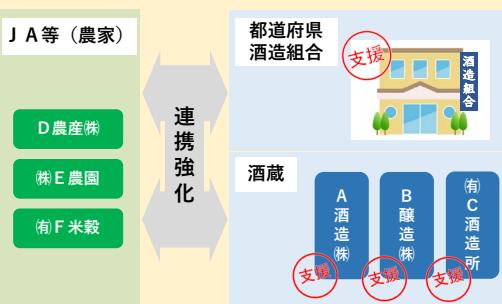
酒類業振興関係 令和7年度補正予算（案）【31.2億円】（注：酒類総合研究所の機能強化（3.5億円）を含む。）

1. 酒米の不足や価格高騰に対応した酒蔵支援強化【10.9億円】

➤ **酒米の安定的な確保**に向け、**酒蔵と農家の連携強化**等を支援。

①酒蔵と酒米農家との連携強化や商品等の産地化に向けた酒造組合による取組を支援しつつ、当該取組と連動した個々の酒蔵による取組を支援

②酒類事業者による酒米農家との連携を活かした商品開発等の取組を支援（酒類事業者向け補助金の優先採択）



- 【①取組例】
1. (組合)
県産酒米コンテスト
2. (酒蔵)
1の取組と連動し、
酒米・酒造り体験会
を酒米農家と協力して
開催



- 【②取組例】
自県産米による
高付加価値商品の
開発

➤ 酒米価格高騰に伴う影響緩和策を推進するとともに、**資金繰り支援の強化**※1や**価格転嫁に向けた環境整備**※2を通じて、酒蔵の経営基盤の安定化を図る。（非予算措置）

※1 信用保証事業（日本酒造組合中央会）

酒米の購入資金借入れの円滑化を目的として運用されている日本酒造組合中央会「米価高騰緊急対策保証」の保証限度額の拡充等を通じて、酒蔵への資金繰り支援を強化（既存の基金残高を活用）

※2 適正な転嫁に向けた環境整備

原材料費等の適正転嫁に関する要請文書の発出や、転嫁状況の実態把握等を通じて、取引環境の整備を推進

2. 米国関税措置への対応強化を含む輸出促進等による酒類業振興【9.7億円】

➤ **海外販路開拓支援**

- ①海外バイヤーの招聘や大規模展示会への出展支援を通じて、米国を含む各国への販路開拓や輸出先多角化を支援
②日本酒造組合中央会とアジア・オセアニア等の現地関係団体との繋がりを活かし、現地における國酒の需要創出を図る
③輸出先国の多角化に向けた海外市場調査を実施
④米国関税措置の影響を踏まえた酒類事業者による取組を支援（酒類事業者向け補助金の優先採択）



- 【④取組例】
ワイン酵母で造った日本酒の
付加価値向上によるフランスでの展開

➤ **インバウンド向け対応を含む国際的プロモーション**

- ①国際空港における國酒キャンペーンの強化
②航空機のシートモニター等を活用した広報の拡充
③日本産酒類の認知度向上のための一般消費者向けイベント 等

- 【③取組例】
クルーズ船での
沖縄県産酒類PR



➤ **ブランド価値向上支援**

- ①酒類の国際的教育機関との連携
②商品の差別化・高付加価値化等のための技術支援



3. 酒類事業者向け補助金【9.0億円】（注：1及び2における優先採択分（2.0億円）を含む。）

- ①ブランディングやインバウンドによる海外需要の開拓等、日本産酒類の海外展開に向けた取組を支援
②商品の差別化や販売手法の多様化等による経営改革・構造転換を図る取組を支援

- 【②取組例】
地域食材と自社ワインのペアリングPR事業
(ペアリングレシピのHP掲載、試飲・試食イベント開催)

目次

1 国税庁における酒類行政

- (1) 酒類市場の現状
- (2) 米国関税措置への対応
- (3) 酒米の不足及び価格高騰への対応
- (4) 令和8年度概算要求及び令和7年度補正予算案

2 酒類業をめぐる最近の取組等

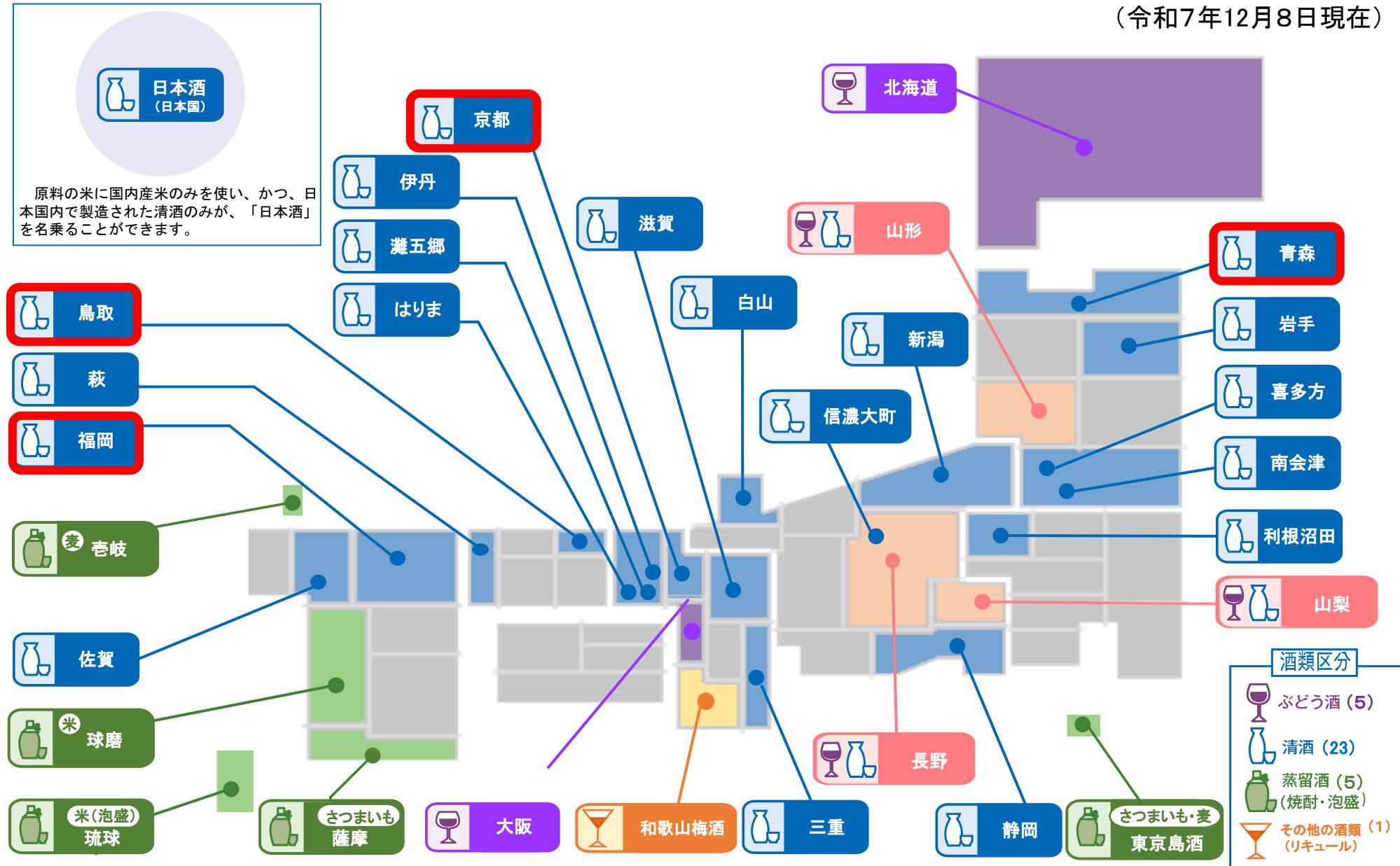
- (1) 地理的表示の指定状況
- (2) 改正JAS法及び有機認証制度の同等性
- (3) 酒類の表示制度に関する今後の方向性

3 酒類の公正な取引環境の整備

- 参考資料

酒類の地理的表示の指定状況①

(令和7年12月8日現在)



注 令和7事務年度中に追加されたものを赤囲みで表示しています。

地図上では、都道府県単位で着色を行っており、必ずしも産地の範囲と一致しているわけではありません。

酒類の地理的表示の指定状況②

	名称※1	産地の範囲	指定日等
	壱岐	長崎県壱岐市	平成7年6月30日 (平成30年2月27日変更)
	球磨	熊本県球磨郡、人吉市	平成7年6月30日 (平成30年2月27日変更)
	琉球	沖縄県	平成7年6月30日 (令和2年9月14日変更)
	薩摩	鹿児島県 (奄美市、大島郡を除く)	平成17年12月22日 (平成30年2月27日変更)
	白山	石川県白山市	平成17年12月22日 (令和7年3月31日変更)
	山梨	山梨県	平成25年7月16日 (平成29年6月26日変更)
	日本酒	日本国	平成27年12月25日
	山形	山形県	平成28年12月16日
	灘五郷	兵庫県神戸市灘区、東灘区、芦屋市、西宮市	平成30年6月28日 (令和2年8月17日変更)
	北海道	北海道	平成30年6月28日
	はりま	兵庫県姫路市他21市町※2	令和2年3月16日
	三重	三重県	令和2年6月19日
	和歌山梅酒	和歌山県	令和2年9月7日
	利根沼田	群馬県沼田市、利根郡片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	令和3年1月22日
	萩	山口県萩市、阿武郡阿武町	令和3年3月30日
	山梨	山梨県	令和3年4月28日
	佐賀	佐賀県	令和3年6月14日
	大阪	大阪府	令和3年6月30日
	長野	長野県	令和3年6月30日
	長野	長野県	令和3年6月30日
	山形	山形県	令和3年6月30日
	新潟	新潟県	令和4年2月7日
	滋賀	滋賀県	令和4年4月13日
	信濃大町	長野県大町市	令和5年6月30日
	岩手	岩手県	令和5年9月25日
	静岡	静岡県	令和5年11月30日
	東京島酒	伊豆諸島※3	令和6年3月13日
	南会津	福島県南会津郡南会津町	令和6年8月30日
	伊丹	兵庫県伊丹市	令和6年11月29日
	喜多方	福島県喜多方市、耶麻郡西会津町	令和6年12月20日
	青森	青森県	令和7年6月20日
	京都	京都府	令和7年10月1日
	鳥取	鳥取県	令和7年10月1日
	福岡	福岡県	令和7年10月1日

※1 名称は、指定日順に記載。なお、指定日が同一の場合は、名称の五十音順に記載。更に、名称が同一の場合は、酒類区分(ぶどう酒、清酒、蒸留酒、その他の酒類)順に記載。

※2 兵庫県相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町

※3 東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村

※4 令和7事務年度中に追加されたものを赤枠で表示しています。

目次

1 国税庁における酒類行政

- (1) 酒類市場の現状
- (2) 米国関税措置への対応
- (3) 酒米の不足及び価格高騰への対応
- (4) 令和8年度概算要求及び令和7年度補正予算案

2 酒類業をめぐる最近の取組等

- (1) 地理的表示の指定状況
- (2) 改正JAS法及び有機認証制度の同等性
- (3) 酒類の表示制度に関する今後の方向性

3 酒類の公正な取引環境の整備

- 参考資料



【最新のトピック】改正JAS法の円滑な移行に向けた周知広報



Japan.
"Kampai" to the world.
Sake & Shochu

- 「酒類における有機の表示基準」(平成12年国税庁告示第7号)は、JAS法の一部改正に伴い、令和4年10月1日に廃止され、同日以後に販売する有機酒類については、改正後のJAS法が適用されることとなりました。ただし、制度移行に伴う経過措置として、令和7年9月30日までの3年間は、引き続き当該基準に基づく表示を行うことができることとされました。
- 令和7年10月1日以後に、酒類の製造場から移出し又は保税地域から引き取られる有機酒類については、改正後のJAS法に基づき「有機」等の表示を行うことが必要となり、有機酒類の製造業者又は輸入業者は、登録認証機関から有機JAS認証を取得し、有機JASマークを貼付することが義務化されています。
- 国税庁では、登録認証機関や酒類業者等に対する各種セミナー等の開催や業界団体への周知広報のほか、同庁HPに特設ページを設けるなど、制度の円滑な移行に努めています。

輸入業者向け有機酒類セミナー

2023 F R

**10/6 輸入業者向け
有機酒類セミナー**

今と4年10月に改正JAS法が施行され、JAS法の有機加工食品に酒類が追加されました。改正前までは、酒類の有機表示は、酒類の所管省である国税庁の表示基準で定めていましたが、今後、令和7年9月末の経過措置期間を経て、JAS法の規定に基づき表示することになります。経過措置期間中に事業者の皆様が円滑に新制度へ移行できるよう、本セミナーにおいて、JAS法改正の概要や諸外国との有機同定性の繋続についてなど基本的な情報や、有機酒類の表示に必要な手順についてご説明いたします。

【要項】

日 時： 2023年10月6日（水） 15:00～17:00

会 場： 三井ガーデンホテル 大会議室
(東京都港区三田2-1-8 3F)

対象者： 輸入酒類を扱う酒類製造業者
輸入酒類を扱う飲食店を営むする事業者

定 員： 参加者 約80名
英語者 約80名 オンライン視聴 約90名
来場及びオンラインともに質問申し込み制

【参加申し込み手順】

次の二次元コードより、専用画面を確認の上で申し込み願います。
国税庁HP「お届けに関する情報」でも申し込みいただけます。
※参加は20歳以上の方に限られています。

主催： 国税庁
協力： 日本洋酒輸入協会

主催： 国税庁
協力： 日本洋酒輸入協会

有機酒類活用セミナー

有機酒類を基軸とした高付加価値酒類の製造から、国内外での市場構築、さらには地域の農家と一緒にした地域経済の活性向上や、有機生産技術と有機JAS認証、経済的・倫理的な事業活動との関連性まで、事業計画書作成への参考としていたために、MW(マスター・オブ・ワイン)の資格を持つ世界トップクラスの酒類専門家が日本酒類製造の新たな可能性と展望について語ります。

国税庁主催

事業計画書作成支援

有機酒類活用セミナー

有機生産と有機JAS認証は、最適なアプローチなのか？

日時 令和5年9月27日（水）13:00～15:00（受付・開場 12:30～）
会場 TPKガーデンシティ京都タワーホテル 9階 飛雲
京都府京都市下京区東山小町21-1
【アクセス】京都駅烏丸口より徒歩2分

講師 アントニー・モス MW
(元ワイン・スピリット・エキスパート・ソリューションズ(WEIS) ディレクター)

協力 日本酒類青年協議会

主催 国税庁酒税課

参加費無料
先着100名様
※酒類製造業の関係者様のみ申込可能

申し込み方法
e-mailもしくは裏面のQRコードを読み込み、申込フォームに必要な事項をご記入の上、お申込ください。

お問い合わせ
御茶 - オー - ダリュー（担当：濱砂）
e-mail : 181hamasuna@tow.co.jp
※本件は、国税庁より直接お受け取りとなります。

※申込期限
日本時間 2023年9月21日（木）17:00

<img alt="Logo of Japan Ocean

酒類の有機認証制度の同等性

- 令和7年10月1日から、農林規格等に関する法律（JAS法）に基づく認証を受けた有機酒類について、「有機（organic）」と表示して、英国及び米国へ輸出が可能になる。
- 英国、米国、豪州及びニュージーランドによる認証を受け、輸入された有機酒類については、JAS制度に基づき「有機」等と表示可能になる。

期待される効果

- 有機JAS認証の取得により、相手国での追加認証が不要となり、輸出に伴う手数料や手続の負担が軽減され、事業者にとって実務上の利便性が向上
- 米国・EU等の海外市場では有機食品市場が拡大しており、日本産有機酒類がこれらの市場に参入可能
- 日本における有機酒類のブランド確立及び日本産酒類のブランド多角化につながり、更なる産業振興及び競争力が向上

（令和7年10月1日現在）

有機同等性を相互承認した国・地域

国・地域	発効日
カナダ	令5年8月31日
台湾	令6年1月1日
EU	令7年5月18日
英国	令7年10月1日
米国	令7年10月1日

日本への輸入について有機同等性を承認した国

国・地域	発効日
豪州	令7年10月1日
ニュージーランド	令7年10月1日

※[スイス](#)については、有機酒類に係る有機同等性を相互承認していないが、有機ワイン（ぶどう酒）を除く有機酒類について、有機加工食品として有機同等性により、スイスへ輸出可能。一方、有機同等性による日本への輸入は不可。

目次

1 国税庁における酒類行政

- (1) 酒類市場の現状
- (2) 米国関税措置への対応
- (3) 酒米の不足及び価格高騰への対応
- (4) 令和8年度概算要求及び令和7年度補正予算案

2 酒類業をめぐる最近の取組等

- (1) 地理的表示の指定状況
- (2) 改正JAS法及び有機認証制度の同等性
- (3) 酒類の表示制度に関する今後の方向性

3 酒類の公正な取引環境の整備

- 参考資料

酒類の表示制度に関する課題と今後の方向性

ウイスキー表示

【経緯等】

- 日本洋酒酒造組合（以下「組合」という。）は、外国産原酒のみを使用したウイスキーや日本の酒税法上ウイスキーに該当しない商品が、海外において「ジャパニーズウイスキー」（以下「JW」という。）として販売されている等の情報を把握。これを受け、令和3年に自主基準として「ウイスキーにおけるジャパニーズウイスキーの表示に関する基準」を制定（R3.4.1施行、R6.3.31まで経過措置）。

これにより、一定の要件（日本国内で3年以上貯蔵すること等）を満たした場合に限り、JWの表示ができることがされた。

【課題等】

- 上記自主基準の施行後（令和6年7月～10月）に組合が海外で実施した店頭調査によれば、上記自主基準の要件を満たさない商品であるにも関わらずJWであるかのように表記されている商品が一部流通していることが判明。
- ウイスキーの表示に関しては、法に基づく一般ルールが存在しておらず、組合のみに適用される公正競争規約だけでは、消費者が商品選択を行う上で、原材料等の情報が分かりにくいと考えられる状況。

【方向性】

- 国税庁として、国際交渉で相互保護に合意できれば海外でも効力を有するJWの地理的表示（GI）指定について検討するほか、ウイスキー表示の法に基づく一般ルールとして「ウイスキーの製法品質表示基準」の制定（国税審議会への諮問事項）も検討する。

税制改正に伴う告示の見直し

- 酒税法第3条第3号ハに定める「その他の発泡性酒類」については、平成29年度税制改正により、その対象範囲を「アルコール分11度未満」に拡大（改正前は10度未満）。本改正は、令和8年10月1日から適用される。
- 上記の改正を踏まえ、「果実酒等の製法品質表示基準」における発泡性を有する果実酒等の定義を見直すほか、必要な規定の整備を行う。

目次

1 国税庁における酒類行政

- (1) 酒類市場の現状
- (2) 米国関税措置への対応
- (3) 酒米の不足及び価格高騰への対応
- (4) 令和8年度概算要求及び令和7年度補正予算案

2 酒類業をめぐる最近の取組等

- (1) 地理的表示の指定状況
- (2) 改正JAS法及び有機認証制度の同等性
- (3) 酒類の表示制度に関する今後の方向性

3 酒類の公正な取引環境の整備

- 参考資料

酒類の公正な取引環境の整備

- 酒類業者の自主的な取組を促進するため、平成18年8月に「酒類に関する公正な取引のための指針」を公表
- 平成28年6月に公布された酒税法等の一部改正法に基づき、平成29年3月に「酒類の公正な取引に関する基準」を制定
- これらを踏まえ、酒類の公正な取引環境の整備を確保するため、取引状況等実態調査を実施

【事務運営指針】

酒類に関する公正な取引のための指針
(平成18年8月(令和4年3月一部改正))

1 合理的な価格の設定

価格は「仕入価格+販管費+利潤」となる設定が合理的

2 取引先等の公正な取扱い

合理的な理由がなく取引価格や取引条件について差別的な取扱いをすることは、価格形成を歪める大きな一因

3 公正な取引条件の設定

取引上優越した地位にある者が、自己に有利な要求や不利益な取扱いをする場合、納入業者の経営悪化及び製造業者の代金回収に影響

4 透明かつ合理的なリベート類

透明性及び合理性を欠くリベート類は、廃止していくべき

【平成29年3月国税庁告示第2号】

酒類の公正な取引に関する基準
(平成29年3月(令和4年3月一部改正))

【公正な取引の基準】

酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならない。

- ① 正当な理由なく、酒類を総販売原価（売上原価+販管費）を下回る価格で継続して販売すること
- ② 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

※1 基準の対象は、平成29年6月1日以降（令和4年3月一部改正の内容については、同年6月1日以降）に酒類業者（製造・卸・小売）が行う酒類の取引

※2 おおむね5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとされている

※ 次回改正は令和9年（令和8事務年度）を予定

酒類の取引状況等実態調査実施状況

- 広告などの情報から、基準や指針に従っていない取引等を行っている可能性があると考えられた酒類事業者に対して、取引状況等実態調査を実施
- 令和5事務年度（令和5年7月から令和6年6月まで）の取引状況等実態調査においては、指示3件、厳重指導4件を実施（前年は指示2件、厳重指導4件）

調査件数の合計 (令和5年7月～令和6年6月)	件 88
内 指示件数	3
内 厳重指導の件数	4
内 指導件数	77
内 違反なし件数	4

【照会文書の取組】

令和5事務年度からは、酒類業者に対する公正取引基準の周知・啓発のほか、自社の価格設定等が基準や指針に従って行われているか自主的に見直すこと等を目的とした照会文書を発送する取組を開始した。

原料米をはじめとする原材料費等の適正な転嫁等について(要請)

令和7年11月25日

関係事業者団体代表者 殿

国税庁課税部酒税課長

原料米をはじめとする原材料費等の適正な転嫁等について（要請）

平素より、酒類行政及び税務行政について御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年の物価高騰等により、原材料費、物流費、資材費等、酒類の製造及び流通販売に係るコストが上昇している状況が続いています。

特に、日本酒や本格焼酎等を製造するために必要な原料である米については、主食用米の価格高騰等の影響を受け、不足が生じるとともに、調達価格がこれまでにないほど上昇しており、酒類製造業者の経営に深刻な影響を与える事態となっています。

こうした中、酒類業の健全な発達のためには、消費者の視点を意識しつつも、各酒類業者が適正な利潤を確保し、公正な取引を行っていくことが重要です。

例えば、酒類製造業者は、原材料費等の各種コスト上昇分について、適正な価格転嫁を行うことが必要です。また、酒類販売業者は、酒類製造業者等から仕入れた価格に流通コストの上昇分を適正に反映した上で販売価格を設定し、かつ、公正な取引条件の設定を妨げぬよう酒類取引を行う必要があります。国税庁としては、生販三層のそれぞれにおいて、酒類が消費者の手に渡るまでの取引が適正に行われる事が、業界全体が健全に発達していく極めて重要な要素であると認識しています。

また、人件費についても、令和7年11月21日に閣議決定された「『強い経済』を実現する総合経済対策」において、中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備を行うこととされており、その一環として、中小企業・小規模事業者が物価上昇を上回る賃上げを継続するための原資の確保に資するべく、価格転嫁・取引適正化の徹底を図ることとされています。

ご承知の通り、酒類は、酒税の課される財政上重要な物品であるとともに、致醉性及び習慣性を有する等、社会的に配慮を要するものであり、国税庁では、「酒類の公正な取引に関する基準」及び「酒類に関する公正な取引のための指針」(以下「基準等」といいます。)を制定し、公正な取引環境の整備に努めてきたところです。

基準等においては、酒類業者が、正当な理由なく総販売原価を下回る価格で酒類を販売することや、取引上優越した地位にある酒類業者が、コスト上昇分の価格転嫁の必要性を背景とした取引条件の見直しの申入れを一方的に拒否するなど、公正な取引条件の設定を妨げるような不利益な取扱いをしてはならない旨を定めています。

酒類業者の皆様におかれましては、このような状況を踏まえ、改めて価格転嫁の必要性について十分に御理解いただき、酒類の公正な取引に努めていただくようお願いいたします。

貴団体におかれましては、本要請文を会員企業の皆様に周知いただくとともに、周知を受けた個々の企業におかれましては、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、国税庁では、酒類業界における価格転嫁の状況を注視するとともに、酒類の取引状況等実態調査により問題のある取引が認められた場合には、基準等に基づく指示や指導を行うなど、厳正に対処していくこととしています。

この点についても、併せて周知いただきますようお願いいたします。

目次

1 国税庁における酒類行政

- (1) 酒類市場の現状
- (2) 米国関税措置への対応
- (3) 酒米の不足及び価格高騰への対応
- (4) 令和8年度概算要求及び令和7年度補正予算案

2 酒類業をめぐる最近の取組等

- (1) 地理的表示の指定状況
- (2) 改正JAS法及び有機認証制度の同等性
- (3) 酒類の表示制度に関する今後の方向性

3 酒類の公正な取引環境の整備

○ 参考資料

日本酒、焼酎・泡盛等の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録

○ 登録無形文化財登録

- 令和3年12月 「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録（「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録）

○ 登録要件

- ・米などの原料を蒸すこと
- ・手作業で伝統的なこうじ菌を用いてバラこうじを製造すること
- ・並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと 等

○ 保持団体

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会(令和3年4月16日設立)
会長：小西 新右衛門（こにし しんうえもん）

○ ユネスコ無形文化遺産への提案・登録

- 令和5年3月 ユネスコ事務局に提案書を再提出（令和4年3月 当初提出）
➤ 令和6年6・9月 ユネスコ評価機関会合
➤ 令和6年11月 ユネスコ評価機関による評価結果公表
➤ 令和6年12月 ユネスコ政府間委員会において無形文化遺産代表一覧表への「記載」（登録）が決定

○ 「伝統的酒造り」に関する各種周知広報事業

- 国内外における「伝統的酒造り」シンポジウムの開催のほか、ALT等向けの酒蔵見学ツアーを開催する等、様々な周知広報事業を実施



（国内でのシンポジウムの模様）



（ALT等向け酒蔵見学ツアーの模様）



（海外でのシンポジウムの模様）

※ALT：小中学校等の外国語指導助手

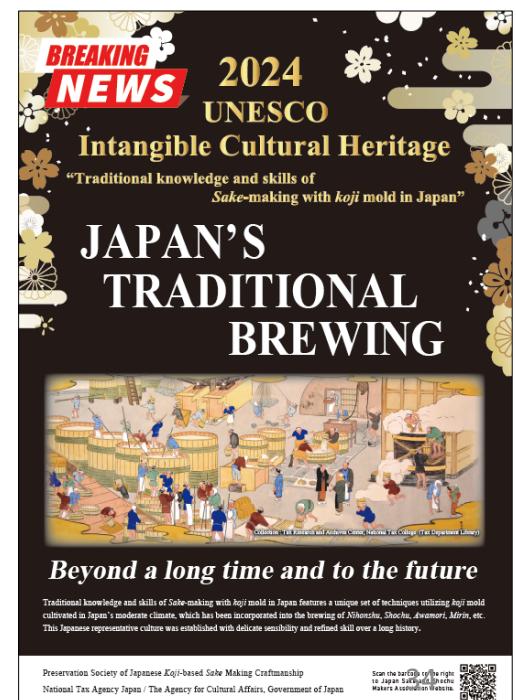


祝福しよう、この瞬間を。そして未来へ。

日本の「伝統的酒造り」は、日本の底まれた気候風土によって育まれたこうじ菌を使う独特の技術であり、これまで日本酒、焼酎、泡盛、みりんなどの製造に受け継がれてきました。
「伝統的酒造り」は、長い歴史の中で、しなやかな感性と優れた技術で磨き上げられてきた日本が誇る文化です。

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会
国税庁・文化庁

おのこだくのうじのうけいわせ
ウェブサイトをご覗いてください



Beyond a long time and to the future

Traditional knowledge and skills of Sake-making with koji mold in Japan features a unique set of techniques utilizing koji mold cultivated in Japan's moderate climate, which has been incorporated into the brewing of Nihonshu, Shochu, Awamori, Mirin, etc. This Japanese representative culture was established with delicate sensibility and refined skill over a long history.

Preservation Society of Japanese Koji-based Sake Making Craftsmanship
National Tax Agency Japan / The Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

Scan the QR code right
to Japan Traditional Sake
Makers Association website.